

岩手県告示第102号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成24年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 定内町四丁目－9
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
釜石市	定内町	四丁目	268番29	標柱1号
			268番40	標柱12号及び13号
			268番21	標柱14号
	甲子町	第13地割	268番26	標柱2号
			268番16	標柱3号から11号まで